

## 置換えについて

主任更新研修修了者は、ケアマネ証と主任資格の有効期間を揃えられる場合があります。

- ケアマネ証の有効期間を主任資格の有効期間に揃えることを「置換え」といいます。
- 「主任資格の有効期間」が「現在のケアマネ証の有効期間満了日に5年を足した日」よりも先に満了する方は置換えが可能です。

(例) ・現在のケアマネ証の有効期間：令和元年5月25日～令和6年5月24日  
満了日に5年足すと…令和11年5月24日  
・主任資格の有効期間：令和6年3月20日～令和11年3月19日

上記の場合、主任資格の有効期間の方が先に満了するため置換え可能。  
置換え後のケアマネ証の有効期間：令和6年3月20日～令和11年3月19日  
※主任資格の有効期間にそろえる

以下の2点を満たしている方は置換え申請ができます。

1	申請時点で、所持している介護支援専門員証の有効期間に5年を加えた年月日が、修了した主任介護支援専門員更新研修修了証明書に記載のある有効期間満了日より後に満了する。
2	<b>申請時点の日付が、主任更新研修修了証明書に記載のある有効期間開始日の2ヶ月前から修了証明書の有効期間満了日の間である。</b> 申請が早すぎる場合は、受け付けられません。

※ 置換えができない場合も、介護支援専門員証の満了日まで、介護支援専門員証の更新申請を行う必要があります。  
現在お持ちの証の有効期間内に修了した主任更新研修で証の更新が可能ですので、修了証明書を添付してください。